平成２１年（フ）第１８９４号
仙台市若林区大和町５丁目18番７―412号
債務者　佐藤　興司
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２号
仙台市青葉区国見ケ丘６丁目149番地の１
喜心寮西館201
債務者　結城　　卓
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７１７号
茨城県常陸太田市三才町1090番地の２
債務者　大竹　悦代
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７９６号
水戸市大塚町1863番地の14　ロイヤルコートＢ棟201号
債務者　山川　厚子（旧姓米川）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第８０８号
茨城県笠間市石井1817番地２　市営不動前住宅57号
債務者　井出口良子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３６２号
茨城県桜川市真壁町塙世864―２、住民票上の住所茨城県桜川市真壁町真壁６番地
債務者　清水　章子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第４３号
栃木県芳賀郡茂木町大字馬門1140番地
債務者　石川　孝一
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第１号
栃木県真岡市熊倉３丁目６番地14号
債務者　藤原てるみ
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第２８６号
富山県小矢部市浅地119番地125
債務者　大田智佐子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２８７号
富山県高岡市横田本町11番６―205号　メゾン横田１棟
債務者　古野智惠美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２８８号
富山県南砺市高宮960番地
債務者　幅田　清成
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２９８号
富山県高岡市蓮花寺543番地３　サントピア蓮花寺201号
債務者　古石　陽一
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第３０７号
山梨県甲府市大里町1924番地５
債務者　小俣　佳代
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７０号
山梨県甲府市塩部４丁目14番２号
債務者　眞島　宏修
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７４号
山梨県笛吹市石和町唐柏535番地１　エクラットＢ・101号
債務者　中込　実穂
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８６号
山梨県甲府市中小河原町117石原住宅２号、住民票上の住所山梨県甲府市大里町4205番地
債務者　山田　容子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９３号
山梨県甲府市住吉２丁目３番33号
債務者　剣持　英明
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係